

平成 1 8 年 第 1 1 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成18年第11回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成18年11月14日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員

| | |
|-----------------|-----------|
| 委 員 長 | 小 川 修 一 君 |
| 委 員 長 職 務 代 理 者 | 白 石 裕 君 |
| 委 員 | 坂 口 一 美 君 |
| 委 員 (教 育 長) | 仲 野 公 君 |

1. 付議案件説明者

| | |
|--|-------------|
| 教 育 推 進 部 長 | 森 田 雅 彦 君 |
| 子 ど も 部 長 | 奥 山 勉 君 |
| 生 涯 学 習 部 長 | 上 西 彰 君 |
| 教育推進部理事兼総務次長 兼次長(教育政策・学校管理担当) | 栗 本 忠 夫 君 |
| 教 育 推 進 部 次 長 (学 校 教 育 ・ 人 権 教 育 担 当) | 前 田 健 君 |
| 子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長 兼専任参事(早期療育担当) | 中 村 信 隆 君 |
| 生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長 | 塩 山 俊 明 君 |
| 教 育 政 策 課 長 | 中 野 仁 司 君 |
| 学 校 管 理 課 長 | 稲 野 公 一 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 若 狭 周 二 君 |
| 教 育 推 進 部 専 任 参 事 (教 職 員 担 当) | 森 井 國 央 君 |
| 人 権 教 育 課 長 | 笹 川 実 千 代 君 |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 | 福 永 茂 君 |
| 子 ど も 政 策 課 長 | 千 葉 亜 紀 子 君 |
| 子 ど も 支 援 課 長 | 南 悦 司 君 |
| 子 ど も 支 援 課 参 事 | 谷 口 あ や 子 君 |
| 子 ど も 部 専 任 参 事 (幼 稚 園 担 当) | 庄 司 豊 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 中 澤 博 君 |
| 生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (文 化 財 担 当) | 坂 上 潔 司 君 |
| 生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (中 央 生 涯 学 習 セ ン タ ー ・ 西 南 公 民 館 担 当) | 津 田 善 寿 君 |
| 生 涯 学 習 部 専 任 参 事 (東 生 涯 学 習 セ ン タ ー 担 当) | 加 藤 真 知 子 君 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 | 吉 田 卓 司 君 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 参 事 | 前 田 功 君 |
| 中 央 図 書 館 長 | 黒 田 正 記 君 |

1. 出席事務局職員

| | |
|-----------------|-------------|
| 教 育 政 策 課 長 補 佐 | 小 山 登 志 子 君 |
| 教 育 政 策 課 | 森 貴 美 君 |

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 3 箕面市立学校管理運営規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 6 平成18年第10回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第 7 教育長報告

(午後3時開会)

委員長(小川修一君) : ただ今から、平成18年第11回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は4名で、本委員会は成立しました。

委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において白石委員を指定します。

委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第50号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長(中野仁司君) : 本件は、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、箕面市教育委員会事務局職員の病気に伴う分限休職処分を発令するため提案するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありませんか。

委員長(小川修一君) : ないようですので、議案第50号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長(小川修一君) : 次に、日程第3、議案第51号「箕面市立学校管理運営規則改正の件」及び、日程第4、議案第52号「箕面市教育

委員会事務決裁規程改正の件」は関連案件ですので、一括審議してよろしいか。

(" 異議なし " の声あり)

委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。従って、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

学校管理課長(稲野公一君) : 「箕面市立学校管理運営規則改正」の件については、各学校の自主性、自律性を高め、特色ある学校づくりを進めるため、この間、パソコンの整備や研修など計画的に準備を進め、各学校での財務会計事務の執行について、平成19年度から実施する運びとなったことに伴い、これに必要な校長の専決事項を追加するとともに、学校運営体制の充実を図るため、事務職員及び学校栄養職員に副主査の職を新たに設置すること、及び規則全般にわたり、関係規程の整備を図るため、一部改正を提案するものです。次に「箕面市教育委員会事務決裁規程改正」の件については、先ほどの学校管理運営規則の一部改正に伴い、校長の専決事項を同規則で規定することを明確化するため、本規程を改正するものです。

委員長(小川修一君) : この件に関して、質問、意見はありますか。

委員(白石裕君) : 第6条の「努める」を以前はひらがなで書いていたが、漢字の「努」を使用している。これは、努力規定となるのですか。

学校管理課長(稲野公一君) : 今回、大幅に規則改正をする機会に併せて、曖昧になっていた表現を整理したものです。ご指摘の「努める」は、他の例規に合わせ漢字にすべきではないかとのことにより、変更しました。

委員(白石裕君) : 「しなければならない」という義務規定ではなく、努力規定でいいのですね。

学校管理課長(稲野公一君) : 努力規定か、そうでないかといわれれば、努力規定になりますが、我々、公務員の場合は、自らが自らの規則、内部規律を定めていますので、一般市民の努力目標よりは、自ら定めて、努力することを謳った以上は、それに向けて義務規定に近い、最大限の努力をするという認識を持っていますので、努力すれば結果はどうでもいいということではなく、実現できるように精一杯努めるというご理解をいただけたらと思います。

教育長(仲野公君) : 財務会計事務が平成19年度から替わることの概略について説明をお願いしたいのですが。

学校管理課長（稲野公一君）：平成17年度に、各学校の教頭に1台ずつの20台、事務職員にも1台ずつの20台、計40台のパソコンを整備して、この間、支払い事務については、学校現場で行うようにしていこうと、それが、学校の自主性、自律性や特色ある学校づくりにつながるのではないかとの方針で協議してきました。元々は、平成15年度から導入予定で取り組んできましたが、我々、職員の机にある、それぞれのパソコンで財務会計を行うように、市の財務会計の計画が変更されたことで、市の財務会計の入れ替え時期が延びていましたが、平成19年度の予算要求に伴う事務から新システムが入り、庁内のネットワークで行うことができるようになり、今回の予算要求事務についても、学校現場で行っていただき、平成19年4月からは、支払いの権限も移譲し、校長の決裁をもって、支出の命令ができるようにと進めてきたところです。

教育長（仲野公君）：今までは、学校管理課を経由して、各学校の財務会計処理をしていたが、学校にシステムを導入することによって、それぞれ処理ができる。このように平成19年度から変更される。それに伴って、この規則改正をされるということですね。

学校管理課長（稲野公一君）：はい。

委員（坂口一美君）：裁量としては、学校でできることは良いと思うのですが、今、学校現場では、子どもたちの対応などに追われている状況で、受け手である事務職員の側の反応や、実際に処理するための今後の研修などについて、教えてください。

学校管理課長（稲野公一君）：もう少し早く、学校現場に権限を移譲する話が進んでいたのですが、諸事情で、平成19年度からの開始と遅れてしまいました。この間、支払い事務で、学校にも予算を一定額配分していますので、消耗品や簡単な修繕については、すでに学校現場で事務を行っていただいています。業者からの請求書や他の必要な書類を学校管理課に提出してもらい、学校管理課で支出命令書を発行し、決裁を行ったうえで、会計に提出し、収入役口座から、各業者に支払いをするシステムをとっていましたが、平成19年4月から学校現場で、支出命令書の発行まで行うことができるようになりました。これについては、システムの使い方だけでなく、会計や予算のルールについての研修を今まで何度も繰り返して行ってきました。今は、事務職の皆さんも精通されて問題ないと思っていますし、当面の間は、学校管理課でチェックをしたうえで、会計に提出する形で運用していく様にしています。

委員長（小川修一君）： 段階的にこのシステムを取り入れて慣らしているというような実状ですね。坂口委員がご心配なのは、負担増になるのでは、ということだと思っておりますが、円滑に運用していけるように配慮していただいているのですね。

委員（白石裕君）： 「校長の監督」を「上司の指揮」に改めています。が、サービスについては、法令や上司の命令に従うとあります。上司の解釈として、一般的に「校長」と解釈している様ですが、「上司」の部分をどのように理解していくかが、重要な問題となるようすが。

学校管理課長（稲野公一君）： 学校教育法の中では、校長と教頭が管理職として謳われていまして、常に校長が上司で、教頭が補佐する様な表現になっていっていますが、教頭は監督の補佐をするとの解説もありますので、その辺をより明確にすることや、「監督」よりは「指揮」の方がいまの時代になじみやすいのではないかとのこと、また、大阪府から各市町村に通知されております規則のモデルになっているものの内容が「指揮」に変更されていまして、今回、変えさせていただきたいということです。

委員長（小川修一君）： ほかに質問等がないようですので、議案第51号及び議案第52号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（ ” 異議なし ” の声あり ）

委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

委員長（小川修一君）： 次に、日程第5、報告第31号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

教育政策課長（中野仁司君）： 本件は、箕面市教育委員会事務局職員にかかる分限休職処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、地方公務員法第28条第2項第1号の規定により、事務局職員の分限休職発令をいたしましたので、第2項の規定により、報告するものです。

委員長（小川修一君）： この件について、何か質問、意見はありませんか。

委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第31号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（ ” 異議なし ” の声あり ）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に、日程第6、報告第32号「平成18年第10回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、去る10月10日に開催されました「平成18年第10回箕面市教育委員会定例会会議録」を箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

委員長（小川修一君）：この件に関して、何か意見、質問はありませんか。

委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第32号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

委員長（小川修一君）：次に日程第7、「教育長報告」を議題とします。教育長に報告をお願いします。

教育長（仲野公君）：（議案書33頁により報告）

今、子どもといえば、「いじめ」「自殺」「虐待」「殺傷事件」「学校の履修漏れ」さらには、「タウンミーティングのやらせ」と、こういう言葉が、並ぶほど最近は、いろいろな事案が次から次と発生していきまして、学校、教育委員会の対応を巡っても、社会問題となっているところです。本市においては、臨時の校園所長会を開催しまして、事の重大性と実態の把握に努めています。決して他人事ではなく、自らの問題として、適宜適切な対応をするように指示をしています。調査の結果は、本市においても、大なり小なり、いじめが発生していきまして、学校現場に委ねるだけでなく、連携を図りながら、解決にむけ努力しているところです。

《教育行政の課題等》

平成18年度近畿都市教育長協議会研究協議会

10月26日、27日にダイワロイネットホテル和歌山で開催され、和歌山市助役、和歌山県教育長、和歌山市教育委員長職務代理者の来賓臨席のもと、開催されました。基調講演では、「和歌山城とその城下町」と題して、和歌山地方史研究会 三尾会長から歴史と経過についてお話をいただき、興味深く受講しました。また、情報交換としては、滋賀県の守山市、兵庫県の赤穂市、和歌山県の海南市の教育長から、それぞれ市の取り組みについて、報告をされました。守山市では、

本市と似た考えで、「30人程度学級」を小学校1年生から順次取り組んでおられ、この後の交流会でも意見交換をさせていただきました。2日目には、県立の考古資料館としての「紀伊風土記の丘」を見学し、多くの古墳をはじめ、子どもたちの古代生活の体験など幅広く取り組んでおられるところを見学してきました。

平成18年度大阪府市町村教育委員研修会及び大阪府教育委員会表彰式典

11月6日にアウィーナ大阪で、副知事や府議会議長、府教育委員、幹部職員臨席のもと、開催されました。学校教育、社会教育、地方教育行政など教育功労者30人が表彰されました。研修会では、生野大阪府教育委員会委員長職務代理者から「こころの再生」府民運動について、講演がありました。

平成18年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会

11月10日に枚方市の輝きプラザきららと市立枚方宿鍵屋資料館で開催されました。大阪教育大学の山田教授から「シルクロードに悠久の夢とロマンを馳せて」というご講演をいただいたのち、30石船の持ち宿として栄えていました鍵屋の歴史と枚方宿の見学をしました。

豊能地区教育長協議会管外研修

11月13日に開催されました。不登校生のみを受け入れる中学校として、一昨年に新設をされました京都市立洛風中学校と「子ども相談センターパトナ」を視察しました。併せて、京都市の学校歴史博物館も見学しました。

箕面山に生息するニホンザル保護管理計画策定に係る答申

本年6月19日に箕面山ニホンザル保護管理委員会に諮問させていただいておりましたが、ご検討いただき、11月8日に答申をいただきましたので、ご報告しますとともに、今後、この答申をふまえ、適正な管理に努めてまいりたいと考えているところです。

平成18年第3回箕面市議会定例会決算委員会

9月定例議会で付託をされていましたが、平成17年度の決算認定について、10月25日に文教常任委員会が開催され、質問等がありましたが、賛成多数で認定をいただいています。

委員長（小川修一君）：教育長の初めの話にありましたなかに、直近の問題を「いじめ」をはじめ、痛ましい出来事が大きな社会問題となっていて、これは人ごとではなく、我々自身のことだと位置づけされました。自らの問題としてとらえ、各部署において、正面から取り組むべきだとおっしゃっています。心したいと思います。

委員長（小川修一君）：この件に関して何か、質問、意見があればお

受けしますがどうですか。

委員（白石裕君）： 「いじめ」が大変な問題になっていますが、箕面市は、真摯に取り組んでいるとのこと、ぜひ、その効果を期待したいと思っています。また、併せて、児童虐待もなかなか難しい問題で、児童相談所に連絡があってもなかなか対処してもらえないなどの問題があるようですが、箕面市としては、どのような取り組みをして、どのような課題があるのですか。

子ども支援課長（南悦司君）： 平成16年10月に児童福祉法が一部改正され、「疑いのある」場合も通告の対象となりました。また、通告先も児童相談所（子ども家庭センター）だけでなく、市町村も付加されました。こういった法改正に伴いまして、本市においても、その年度を期に虐待にかかる相談・通告件数が増えています。

平成15年では、10件だったのが、16年に34件、17年には42件と、3倍、4倍になっています。それと併せて、虐待通告があると、初期対応後、関係機関と連携して対応していくのですが、すぐ解決するケースは珍しく、教育・福祉機関での見まもりや福祉サービス等の紹介なども含めて、関係機関が連携して支援なり指導をしていくのですが、現在、対応している件数が80件ほどになります。この間でいいますと、就学前の子どもたちへの虐待が重大事故に陥ることが多いのですが、本市の場合、学校関係、特に小中学校生への虐待ケースが増加しています。

児童相談所についてのご指摘がありました。ここ数年の虐待問題の深刻化を受けて、全国的に見ますと児童相談所の数も増えており、平成15年度の182カ所から191カ所と、9カ所増えています。また、児童相談所には、児童福祉士と児童心理士の職が位置付けられていますが、児童福祉士の場合、平成15年度の1,733名から2,146名に、児童心理士は、881名から941名に、併せて、2,164名が3,087名へと、人員の配置が難しいなかで児童相談所は手厚くなっていると聞いています。ただ、虐待にかかる相談、通告の件数の著しい増加や困難なケースの増加があつて、児童相談所の職員の大変だと聞いています。

本市の取り組みと課題についてですが、児童福祉法の改正によって保護が必要な子どもたちの適切な保護を図るため、関係機関、団体等で構成する要保護児童対策地域協議会の設置が規定されました。これを受けまして、昨年度に府の補助金を活用しながら、この協議会立ち上げに向けて、関係機関と協議を重ね、また、必要な研修会を開催するなどして、本年4月から要保護児童対策協議会を立ち上げました。この協議会は、平成16年から取り組んでいた児童虐待防止ネットワークよりも関係

機関、団体を増やすとともに、虐待とも密接に関係する非行、問題行動や障害のある子どもたちへの問題も含めて連携していこうとするものです。具体には、虐待部会、非行・問題行動部会、障害部会と各部会ごとに月1回、定例会議を開催し、個別ごとに見立てをし、問題解決への基本方向の確認と、各機関の関わり方等を協議しています。そして、必要に応じて、個別カンファレンスをしていくという対応をしています。特に、重篤なケースについては、池田子ども家庭センターと協議しながら、一時保護や施設入所などの対応しているケースもあります。課題としては、体制整備が必要なことと、虐待の未然防止への取り組みが必要です。社会情勢を反映して、難しいケースが増加していますので、関係機関、団体との更なる連携も必要だと考えています。

- 委員長（小川修一君）：この問題は、傍観者であってはならないということが大事だと思いますし、それぞれの部署で、担当するところをしっかりと見つめながら、この課題解決に少しでも近づいていくという姿勢が、肝要かと思います。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問、ご意見は、ございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、この件は、了解得られたということで、以上をもちまして、本日の会議日程は終了しましたが、その他、教育行政に係る報告があれば、申出を受けますがいかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案3件、報告2件はすべて議了しました。これもちまして、平成18年第11回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時34分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川修一

委員

白石裕